

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）
（水環境課）

一 趣旨

川口市が中核市に移行し、保健所を設置することに伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例を適用する区域から、川口市を除く。

三 施行期日

平成三十年四月一日